

山梨県木材価格高騰緊急対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県木材価格高騰緊急対策事業の適正な実施のため、山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(交付申請書添付様式)

第2条 交付要綱第5条で規定する交付申請書に添付する事業計画書の様式は、別記要領様式第1号のとおりとする。

2 交付申請書に添付するその他必要な書類は、申請内容を確認するために知事が必要と認める書類とする。

(やまなし県産材供給システム強化対策事業の枠確保申込)

第3条 申請者は、交付要綱第5条の規定による交付の申請を行うときは、併せてやまなし県産材供給システム強化対策事業実施要領（令和元年10月4日林振第1102号制定）第2条第2項の規定による事前申請枠確保申込を行わなければならない。

(クーポンの交付)

第4条 知事は、交付要綱第6条第1項の規定による補助金の交付の決定時に山梨県木材価格高騰緊急対策事業クーポン（要領様式第2号）（次項において「クーポン」という。）を企業グループに交付するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた事業者（第6条第1項において「補助事業者」という。）は、建築主との請負契約を締結するときは、建築主からクーポンにより制度利用の申込を受けるものとする。

(緩和措置)

第5条 交付要綱第7条第4号に規定する木材価格高騰による請負金額の上昇を緩和するための措置は、原則として、建築事業者と建築主が締結する請負契約書において「山梨県木材価格高騰緊急対策事業に基づく緩和措置」と明記した上で補助金相当額を請負金額から差し引くことにより行うものとする。

2 前項によりがたい場合は、企業グループが補助金の交付を受けた後に、建築事業者が当該請負事業に係る補助金相当額について建築主に直接支払うことにより代えることができる。

3 前項の規定による緩和措置を行う場合は、建築事業者と建築主は、請負契約を締結することと併せて山梨県木材価格高騰緊急対策事業実施に係る覚書（要領様式第3号）を取り交わさなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、交付要綱第8条に規定する実績報告書を提出するときは、やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱（令和元年10月4日林振第1101号制定）第8条に基づく実績報告書を併せて提出しなければならない。

2 交付要綱第8条に規定する実績報告書に添付する実施報告書の様式は、別記要領様式第4号のとおりとする。

附 則

この要領は、令和4年7月22日から施行する。